

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年2月24日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年2月26日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案件名) 帳票「F470 生計維持確認届(短期)」外10点の作成

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用紙の紙質) _____

(用紙の名称) _____

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「F460 現況届（短期・加対者有）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）135kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（青紫）、裏1色（青紫）
サ イ ズ	1折3面付 縦12インチ × 横12.6インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12.6インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,000折（1箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） <ul style="list-style-type: none"> ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・スプロケットホール部に「F460-●●●●」と印刷する。 ※●●●●は①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ）とする予定だが、詳細については下記校正担当より指示を行う。 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

F 4 6 0 現況届 (短期・加対者有)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 1本 横 2本)

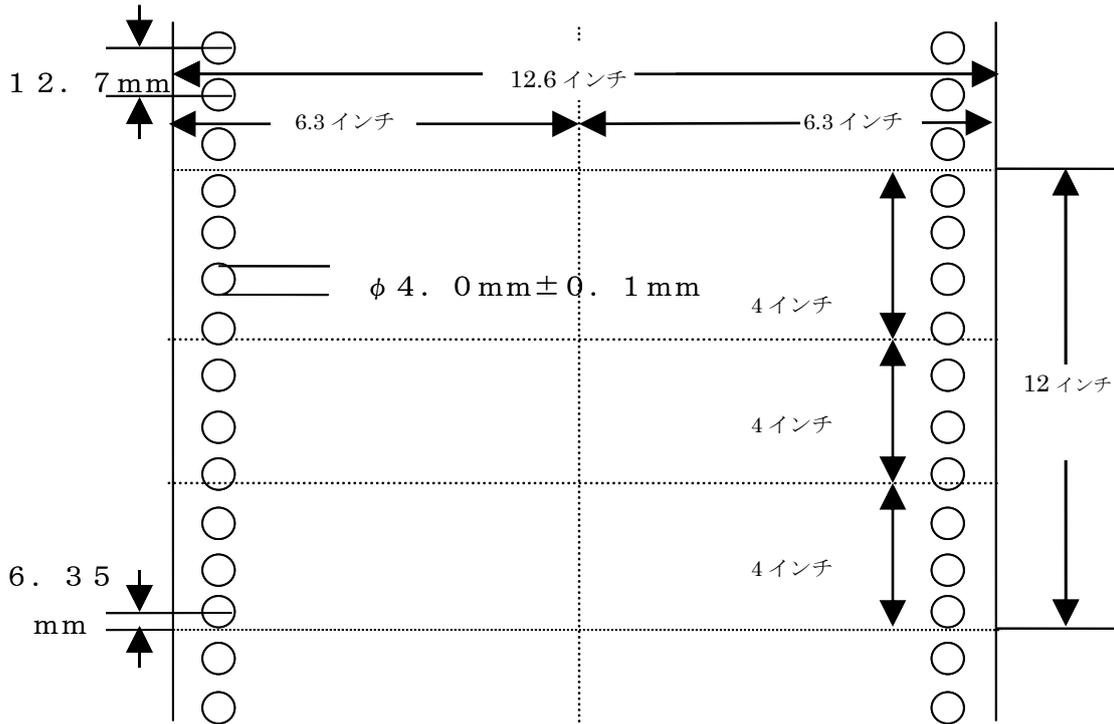
①横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)

縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で ± 0.3 mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

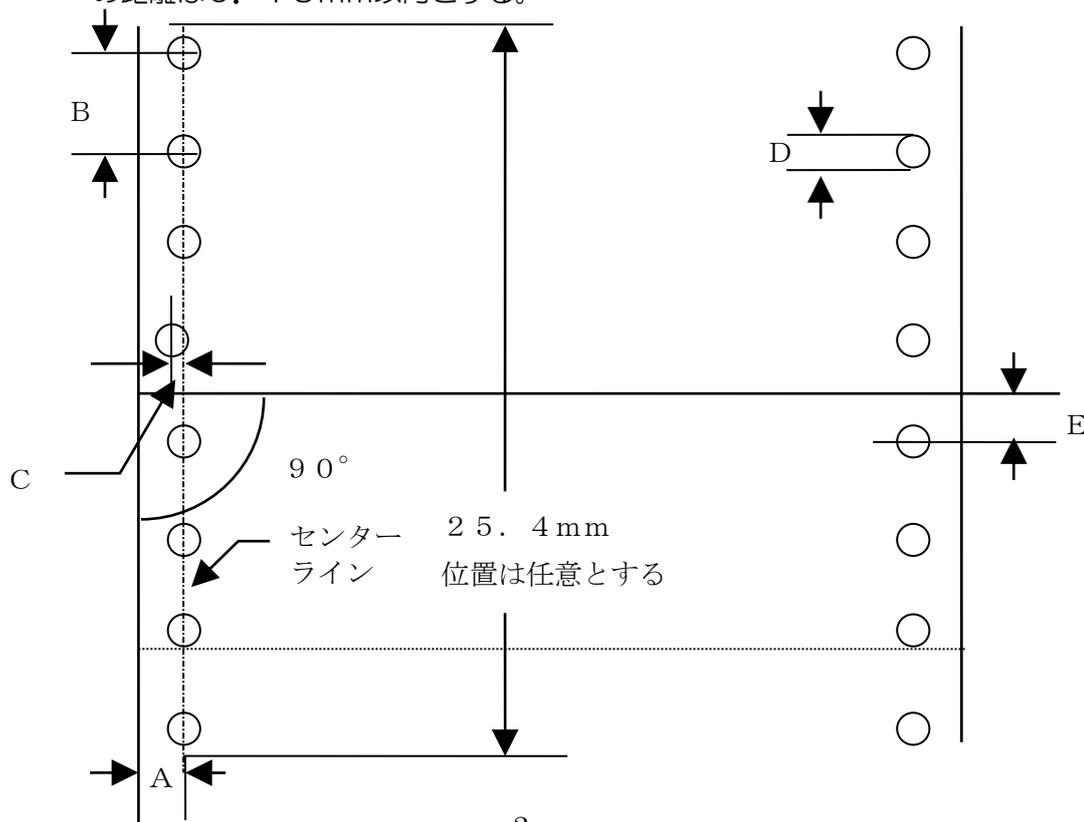
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



◎基礎年金番号・年金コード
 **** * ****



-*

 *****様



この書類は、年金受給権者の方がご健在であること、所在、および年金受給権者と加算額対象者の生計維持関係を確認するためのものです。

この書類を期限までに提出いただけない場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

虚偽の記載をした場合は、法律により罰せられる場合があります。

不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。

受給権者の欄および加算額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

年金受給権者現況届(兼個人番号申出書)

令和 年 月 日 提出

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

子・孫・弟・妹の人数欄
 * **人

受給権者の欄	住民票上の住所	生年月日	
	フリガナ	*****	
	氏名	*****	

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届書に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。(裏面※参照)

加算額対象者の欄 子・孫・弟・妹の欄	フリガナ	*****	フリガナ	*****
	氏名	*****	氏名	*****
	生年月日	**-**-**.*.*.* 障害 *	生年月日	**-**-**.*.*.* 障害 *
	フリガナ	*****	フリガナ	*****
代理人	氏名	*****	氏名	*****
	受給権者との関係	*****	受給権者との関係	*****

※お生計維持の要件
 ※上記の加算額の対象者は、私が以下の要件に基づき、生計を維持しています。健康保険の扶養家族であること等の事実があれば可
 ◎加算額対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること

代理人	氏名	*****	住所	*****	
受給権者との関係	*****	ご本人が自費出来ない理由	*****	住所	*****

切り離してご提出ください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「F470 生計維持確認届（短期）」
紙 質	上質紙（四六判換算）135kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（赤紫）、裏1色（赤紫）
サ イ ズ	1折3面付 縦12インチ × 横12.6インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12.6インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	28,000折（28箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「F470-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合はあるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

F 4 7 0 生計維持確認届 (短期)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 1本 横 2本)

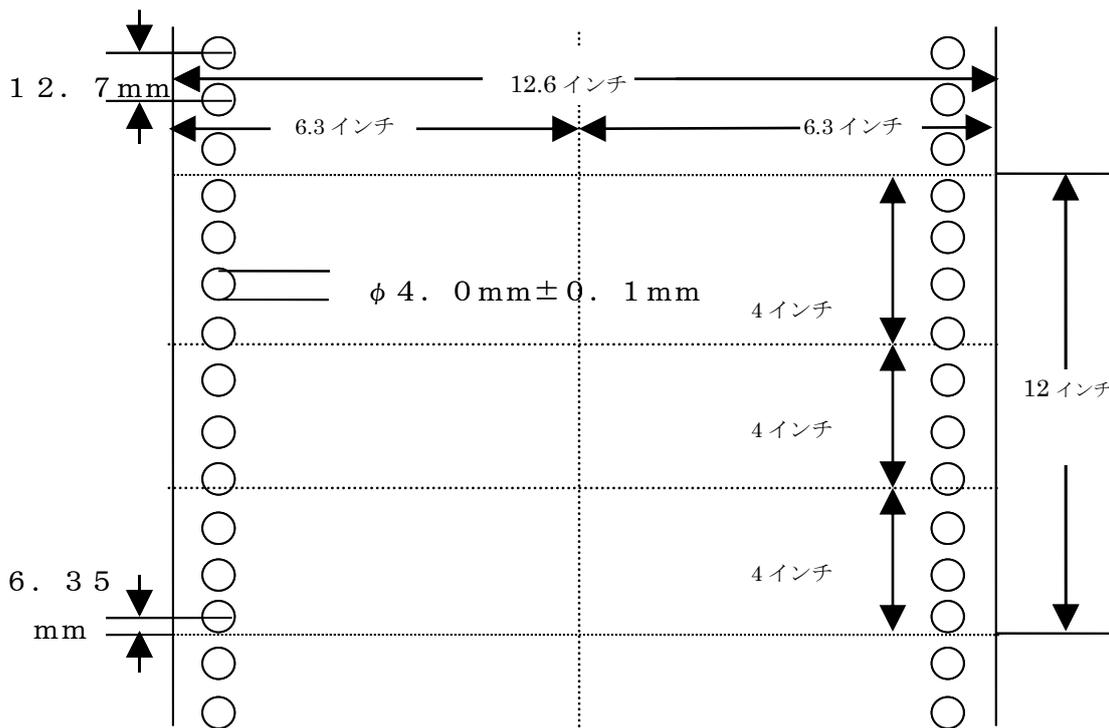
① 横ミシン目 (タイ 1.0mm カット 3.0mm)

縦ミシン目 (タイ 0.8mm カット 3.8mm)

② 横ミシン目の両端に 2mm ± 1mm のアンカットを設けること。

③ ミシン目は一直線に加工されていること。

④ 横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

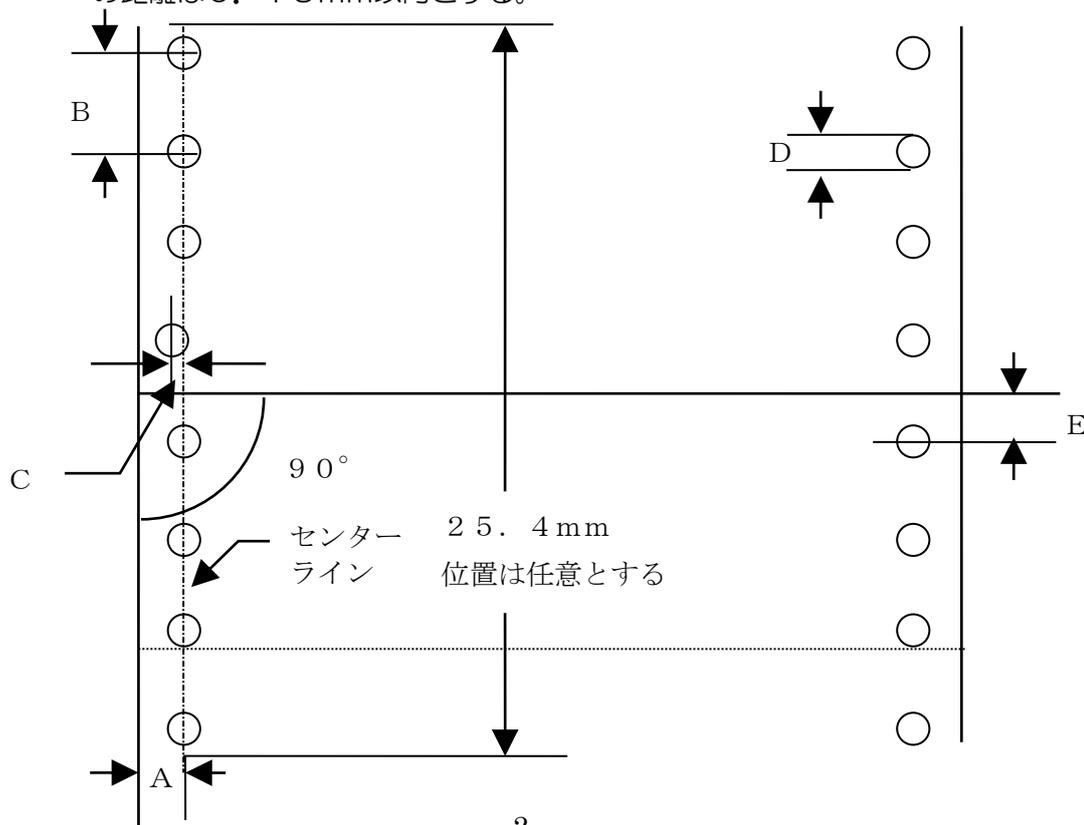
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



F470(表)

◎基礎年金番号・年金コード

様

この書類は、年金受給者と加算額対象者の生計維持関係を確認するためのものです。

この書類を期限までに提出いただけない場合は、加算額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

虚偽の記載をした場合は、法律により罰せられる場合があります。

不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。

受給権者の欄および加算額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

◎基礎年金番号・年金コード

様

この書類は、年金受給者と加算額対象者の生計維持関係を確認するためのものです。

この書類を期限までに提出いただけない場合は、加算額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

虚偽の記載をした場合は、法律により罰せられる場合があります。

不正に年金を受給した場合は、返還していただくことになります。

受給権者の欄および加算額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

生計維持確認届

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

令和 年 月 日 提出

子・孫・弟・妹の人数欄
人

住民票上の住所 フリガナ	生 年 月 日
氏 名	電 話 番 号 ()-()-()

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日
フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日

代理人 氏名	受給権者 との関係	ご本人が 自筆でき ない理由	住所 ()-()-()
-----------	--------------	----------------------	-------------------

生計維持確認届

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

令和 年 月 日 提出

子・孫・弟・妹の人数欄
人

住民票上の住所 フリガナ	生 年 月 日
氏 名	電 話 番 号 ()-()-()

フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日
フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
生年月日	生年月日

代理人 氏名	受給権者 との関係	ご本人が 自筆でき ない理由	住所 ()-()-()
-----------	--------------	----------------------	-------------------

切り離してご提出ください。

切り離してご提出ください。

F470-1904

F470-1904

F470(裏)

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
62円切手を
D
貼
ください。

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
62円切手を
D
貼
ください。

日本年金機構 行

日本年金機構 行

〒	住所	差出人
		氏名

1904 1018 149

〒	住所	差出人
		氏名

1904 1018 149

(裏ごすとき)

生計維持確認届とは
■加算額の対象者がいる方について、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があり、毎年1回誕生日に届出いただくものです。
■誕生日の末日までに日本年金機構に必ず到着するように届出ください。

届出の内容及び記入もれがあったり、提出期限までに届書が提出できなかった場合は、加算額の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●加算額対象者となっている方に異動（結婚、死亡など）があった場合や、生計を維持しなくなった場合には、加算年金額等は受けられなくなります。必ずお近くの年金事務所等で手続きを行っていただくようお願いいたします。
●期間が満了で提出された場合は、加算額の支払いの再開まで、生計維持確認届提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、「生計維持確認届の提出にあたって」をご覧ください。

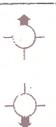
(裏ごすとき)

生計維持確認届とは
■加算額の対象者がいる方について、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があり、毎年1回誕生日に届出いただくものです。
■誕生日の末日までに日本年金機構に必ず到着するように届出ください。

届出の内容及び記入もれがあったり、提出期限までに届書が提出できなかった場合は、加算額の支払いが一時止まりますので、ご注意ください。

●加算額対象者となっている方に異動（結婚、死亡など）があった場合や、生計を維持しなくなった場合には、加算年金額等は受けられなくなります。必ずお近くの年金事務所等で手続きを行っていただくようお願いいたします。
●期間が満了で提出された場合は、加算額の支払いの再開まで、生計維持確認届提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、「生計維持確認届の提出にあたって」をご覧ください。



仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H353 加給金調整勸奨状」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 135kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青紫)、裏1色(青紫)
サ イ ズ	1折6面付 縦12インチ × 横12.6インチ (1面当たり 縦4インチ × 横6.3インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 <p>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。</p>
数 量	1,000折(1箱)
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H353-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号(A~Z)※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 3 5 3 加給金調整勸奨状

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 無し 横 2本）

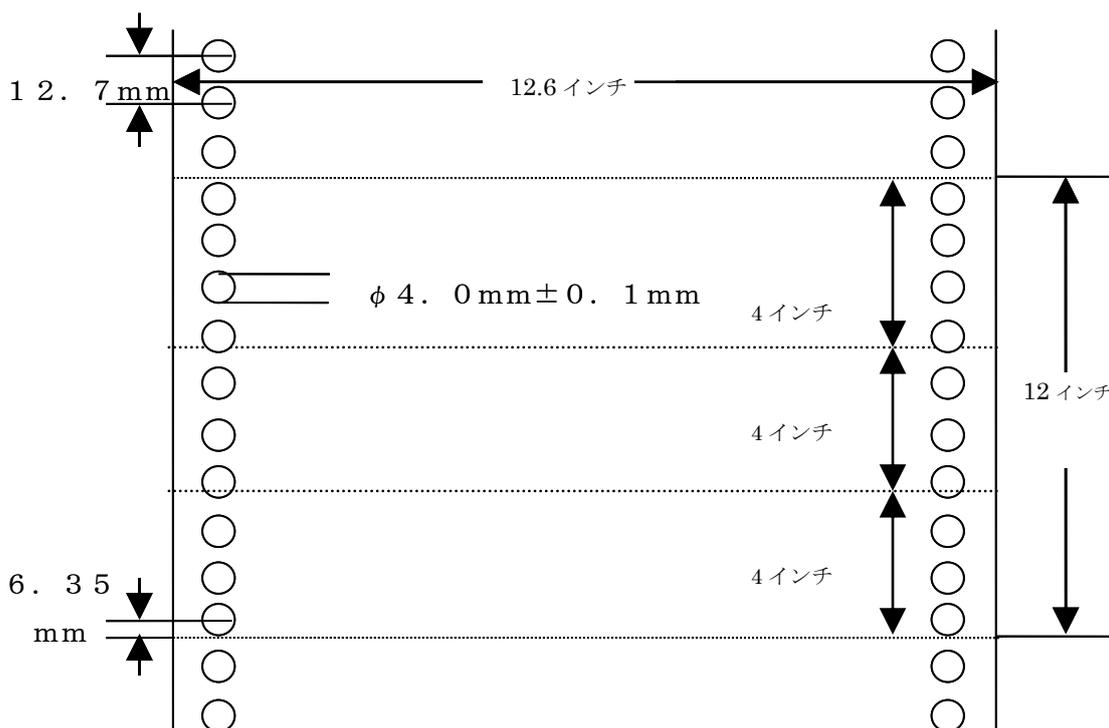
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

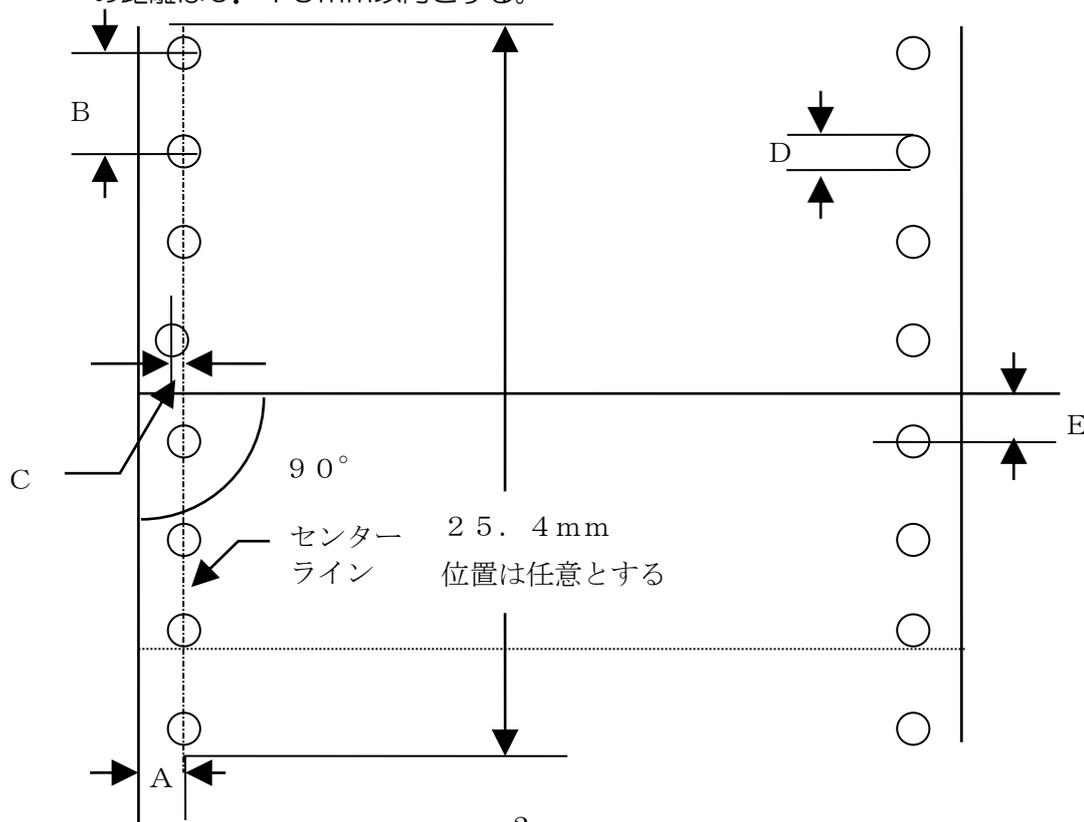
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



に加算されている加給年金額について

あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額について、支給停止または解除の届出が必要となりましたのでお知らせします。

年金種別
加給年金番号/年金コード

1. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年金の種類
年金
2. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年月
年 月
3. 停止または解除の対象となる加給
年金の種類
に係る加給年金額

様

日本年金機構

〒108-8365 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
【おんさんダイヤル】 電話 0570-05-1165
(IP電話 03-6700-1165)

裏面の注意事項をよくお読みください。

に加算されている加給年金額について

あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額について、支給停止または解除の届出が必要となりましたのでお知らせします。

年金種別
加給年金番号/年金コード

1. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年金の種類
年金
2. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年月
年 月
3. 停止または解除の対象となる加給
年金の種類
に係る加給年金額

様

日本年金機構

〒108-8365 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
【おんさんダイヤル】 電話 0570-05-1165
(IP電話 03-6700-1165)

裏面の注意事項をよくお読みください。

に加算されている加給年金額について

あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額について、支給停止または解除の届出が必要となりましたのでお知らせします。

年金種別
加給年金番号/年金コード

1. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年金の種類
年金
2. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年月
年 月
3. 停止または解除の対象となる加給
年金の種類
に係る加給年金額

様

日本年金機構

〒108-8365 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
【おんさんダイヤル】 電話 0570-05-1165
(IP電話 03-6700-1165)

裏面の注意事項をよくお読みください。

に加算されている加給年金額について

あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額について、支給停止または解除の届出が必要となりましたのでお知らせします。

年金種別
加給年金番号/年金コード

1. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年金の種類
年金
2. 加給年金額の停止または解除の対
象となる年月
年 月
3. 停止または解除の対象となる加給
年金の種類
に係る加給年金額

様

日本年金機構

〒108-8365 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
【おんさんダイヤル】 電話 0570-05-1165
(IP電話 03-6700-1165)

裏面の注意事項をよくお読みください。

加給年金額は、対象となる配偶者の方が年金を受けられない場合は支給、受けられる場合は停止されることとなっております。
このたび、あなた様の配偶者の年金が支給または停止されたことに伴い、あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額を支給または停止する届出が必要となりました。つきましては、このハガキに次の書類を添付し、お近くの年金事務所まで手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給することとなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
※ あなた様の年金に加算されている加給年金額の支給を一時差し止めさせていただいております。
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

2. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給できなくなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

すでに必要な届書を提出いただいている場合は、行き違いとなったものでござい承ください。

わからない点、不明な点は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

加給年金額は、対象となる配偶者の方が年金を受けられない場合は支給、受けられる場合は停止されることとなっております。
このたび、あなた様の配偶者の年金が支給または停止されたことに伴い、あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額を支給または停止する届出が必要となりました。つきましては、このハガキに次の書類を添付し、お近くの年金事務所まで手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給することとなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
※ あなた様の年金に加算されている加給年金額の支給を一時差し止めさせていただいております。
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

2. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給できなくなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

すでに必要な届書を提出いただいている場合は、行き違いとなったものでござい承ください。

わからない点、不明な点は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

加給年金額は、対象となる配偶者の方が年金を受けられない場合は支給、受けられる場合は停止されることとなっております。
このたび、あなた様の配偶者の年金が支給または停止されたことに伴い、あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額を支給または停止する届出が必要となりました。つきましては、このハガキに次の書類を添付し、お近くの年金事務所まで手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給することとなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
※ あなた様の年金に加算されている加給年金額の支給を一時差し止めさせていただいております。
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

2. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給できなくなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

すでに必要な届書を提出いただいている場合は、行き違いとなったものでござい承ください。

わからない点、不明な点は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

加給年金額は、対象となる配偶者の方が年金を受けられない場合は支給、受けられる場合は停止されることとなっております。
このたび、あなた様の配偶者の年金が支給または停止されたことに伴い、あなた様の受けている年金に加算されている加給年金額を支給または停止する届出が必要となりました。つきましては、このハガキに次の書類を添付し、お近くの年金事務所まで手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給することとなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
※ あなた様の年金に加算されている加給年金額の支給を一時差し止めさせていただいております。
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

2. あなた様の配偶者が、老齢・退職または障害の年金を受給できなくなったため、あなた様の年金に加算されている加給年金額が停止される場合
同封の「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」

すでに必要な届書を提出いただいている場合は、行き違いとなったものでござい承ください。

わからない点、不明な点は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H372 加給年金開始事由該当届（生計維持）」
紙 質	上質紙（四六判換算）135kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（桜）、裏1色（桜）
サ イ ズ	1折3面付 縦12インチ × 横12.6インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12.6インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	5,000折（5箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H372-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 3 7 2 加給年金開始事由該当届（生計維持）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 1本 横 2本）

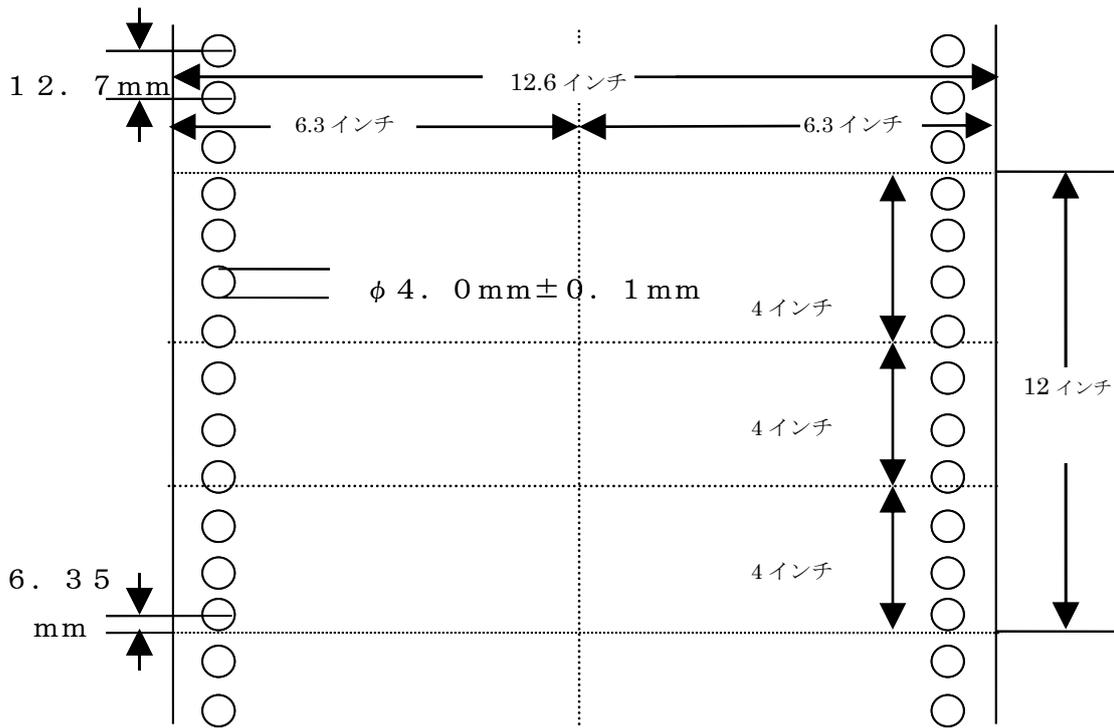
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

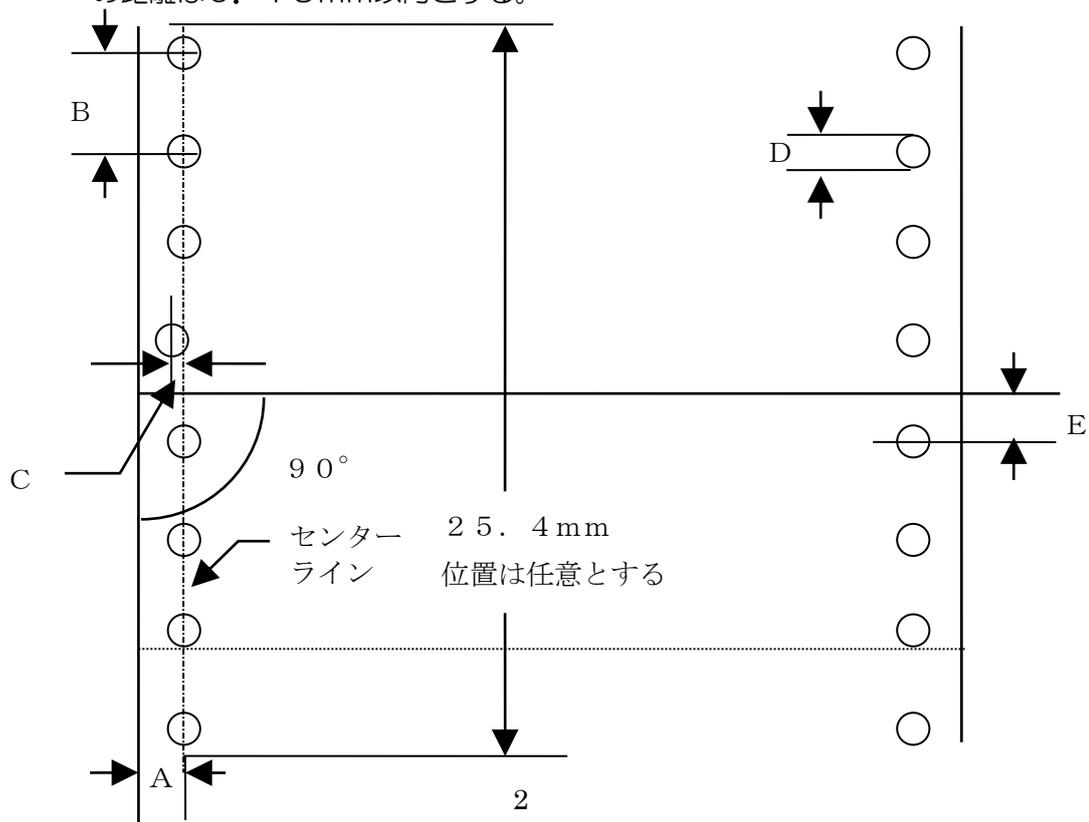
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



H372(表)

○基礎年金番号・年金コード

高齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書) 令和 年 月 日 提出
 この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

加給年金額対象者内訳
 配偶者 子 人

受給権者の欄
 住所 生 年 月 日
 フリガナ
 氏名 電 話 番 号
 ()-()-()

下記の者は、私が生計を維持しています。

加給年金額対象者の欄
 配偶者 フリガナ 子 氏名
 氏名 氏名
 生年月日 生年月日 障害
 子 フリガナ 子 氏名
 氏名 氏名
 生年月日 生年月日 障害

代理人 署名欄 氏名 受給権者との関係 ご本人が自署出来ない理由 住所
 1904 1018 135

H372-1904

様

受給権者の欄および加給年金額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

切り離してご提出ください。

○基礎年金番号・年金コード

高齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書) 令和 年 月 日 提出
 この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

加給年金額対象者内訳
 配偶者 子 人

受給権者の欄
 住所 生 年 月 日
 フリガナ
 氏名 電 話 番 号
 ()-()-()

下記の者は、私が生計を維持しています。

加給年金額対象者の欄
 配偶者 フリガナ 子 氏名
 氏名 氏名
 生年月日 生年月日 障害
 子 フリガナ 子 氏名
 氏名 氏名
 生年月日 生年月日 障害

代理人 署名欄 氏名 受給権者との関係 ご本人が自署出来ない理由 住所
 1904 1018 135

H372-1904

様

受給権者の欄および加給年金額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

切り離してご提出ください。

H372(専)

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
62円切手を
貼
お
だ
さ
い
い。

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
62円切手を
貼
お
だ
さ
い
い。

日本年金機構 行

日本年金機構 行

〒
住所
姓 氏名
送 出 人

1904 1018 135

〒
住所
姓 氏名
送 出 人

1904 1018 135

(兼て取付書)

(兼て取付書)

加給年金額加算開始事由該当届とは

■加給年金額の加算を行うために提出いただくものです。

■この届書はお早めに日本年金機構にて提出ください。

届出の内容及び記入された届書が提出された場合、加給年金額の支払いが開始されますので、ご注意ください。

●加給年金額対象となっている方に異動(離職、死亡など)があった場合や、生計を維持しなくなった場合には、必ずお近くの年金事務所等で手続きを行っていただくようお願いいたします。

●届書の提出が遅れると、加給年金額の支払いの開始まで、届書提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「世帯責任年令 加給年金額加算開始事由該当届 (生計維持年立書)の提出にあたって」をご覧ください。

加給年金額加算開始事由該当届とは

■加給年金額の加算を行うために提出いただくものです。

■この届書はお早めに日本年金機構にて提出ください。

届出の内容及び記入された届書が提出された場合、加給年金額の支払いが開始されますので、ご注意ください。

●加給年金額対象となっている方に異動(離職、死亡など)があった場合や、生計を維持しなくなった場合には、必ずお近くの年金事務所等で手続きを行っていただくようお願いいたします。

●届書の提出が遅れると、加給年金額の支払いの開始まで、届書提出後1～2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「世帯責任年令 加給年金額加算開始事由該当届 (生計維持年立書)の提出にあたって」をご覧ください。



仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H374 現況届（生計維持・督促分）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）135kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（オリーブ）、裏1色（オリーブ）
サ イ ズ	1折り3面付き 縦12インチ × 横12.6インチ (1面当たり 縦4インチ × 横12.6インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,000折（1箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H374-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 3 7 4 現況届 (生計維持・督促分)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 1本 横 2本)

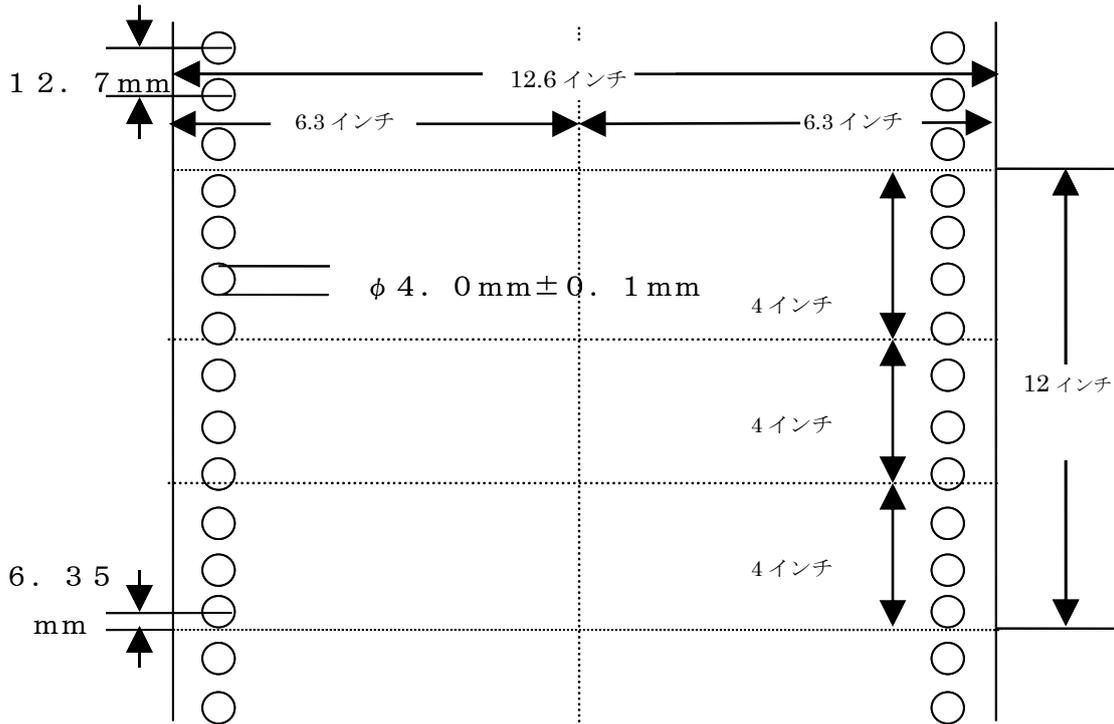
①横ミシン目 (タイ1. 0mm カット3. 0mm)

縦ミシン目 (タイ0. 8mm カット3. 8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で ± 0.3 mmを超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

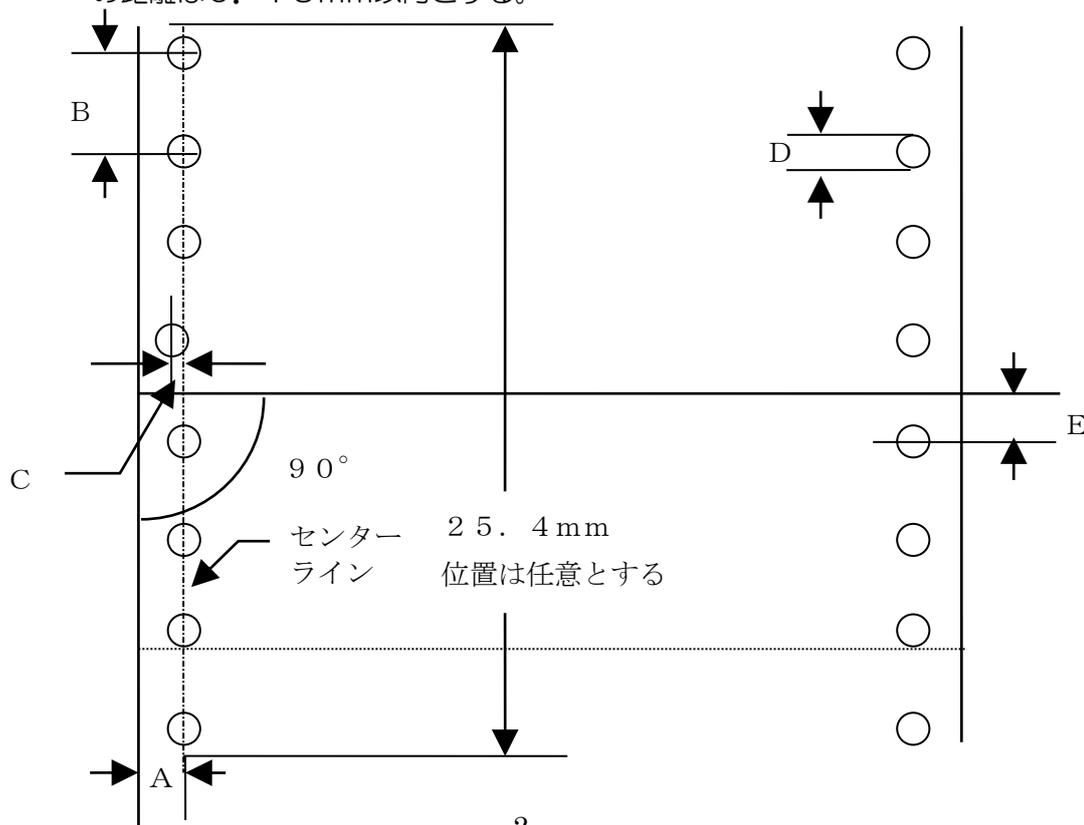
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは0.1mmとする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは0.15mmとする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は0.15mm以内とする。



年金受給権者現況届(生計維持申立書・個人番号申出書)

令和 年 月 日 提出

この枠内は記入したり、汚したりしないでください。

◎基礎年金番号・年金コード

**** * ****

加給年金額対象者内訳

配偶者 * 子 **人

お早めにご提出ください。

この書類は、年金受給権者の方がご健在であることと、所在、および年金受給権者と加給年金額対象者の生計維持関係を確認するためのものです。

虚偽の記載をした方は、法律により罰せられる場合があります。

不正に年金を受給した場合は、返還していただくこととなります。

切り離してご提出ください。

-*

*****様



受給権者の欄および加給年金額対象者の欄に氏名などをご記入のうえ、切り離してご提出ください。

受給権者の欄	住民票上の住所				生年月日	**-*.*.*.*		
	フリガナ	*****			個人番号記入欄			
	氏名							

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届書に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。(裏面※参照)

加給年金額対象者の欄	配偶者	フリガナ	*****			フリガナ	*****		
		氏名				氏名			
	生年月日	**-*.*.*.* *			生年月日	**-*.*.*.* * 障害 *			
	子	フリガナ	*****			フリガナ	*****		
氏名					氏名				
生年月日	**-*.*.*.* * 障害 *			生年月日	**-*.*.*.* * 障害 *				

なお、上記の加給年金額の対象者は、私が以下の要件に基づき、生計を維持しています。
 ※生計維持の要件 ①同居していること(別居していても仕送りしている、健康保険の扶養家族である、等の事実があれば可)
 ②加給年金額対象者の前年の収入が850万円未満、または所得が655万5千円未満であること

代理人	氏名	受給権者との関係	ご本人が自署出来ない理由	住所	*()-()-()		
-----	----	----------	--------------	----	--------------	--	--

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H470 生計維持確認届（一般）」
紙 質	上質紙 （四六判換算）135kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（赤紫）、裏1色（赤紫）
サ イ ズ	1折3面付 縦12インチ × 横12.6インチ (1面当たり 縦4インチ × 横12.6インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	9,000折（9箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H470-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 4 7 0 生計維持確認届（一般）

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 1本 横 2本）

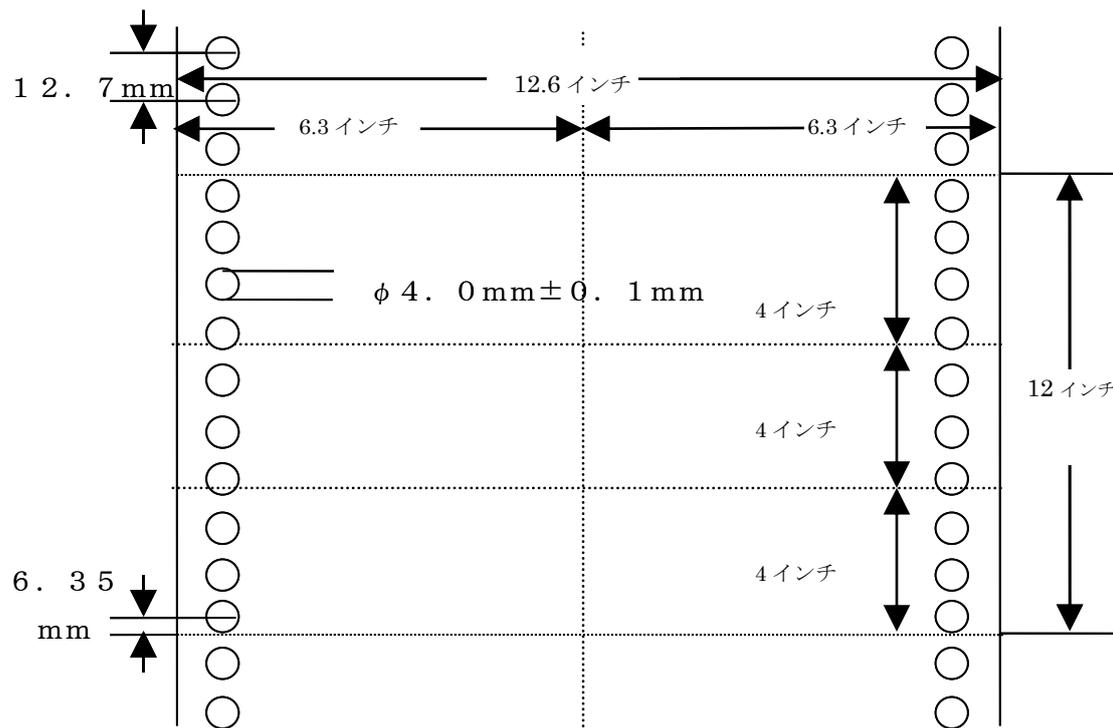
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

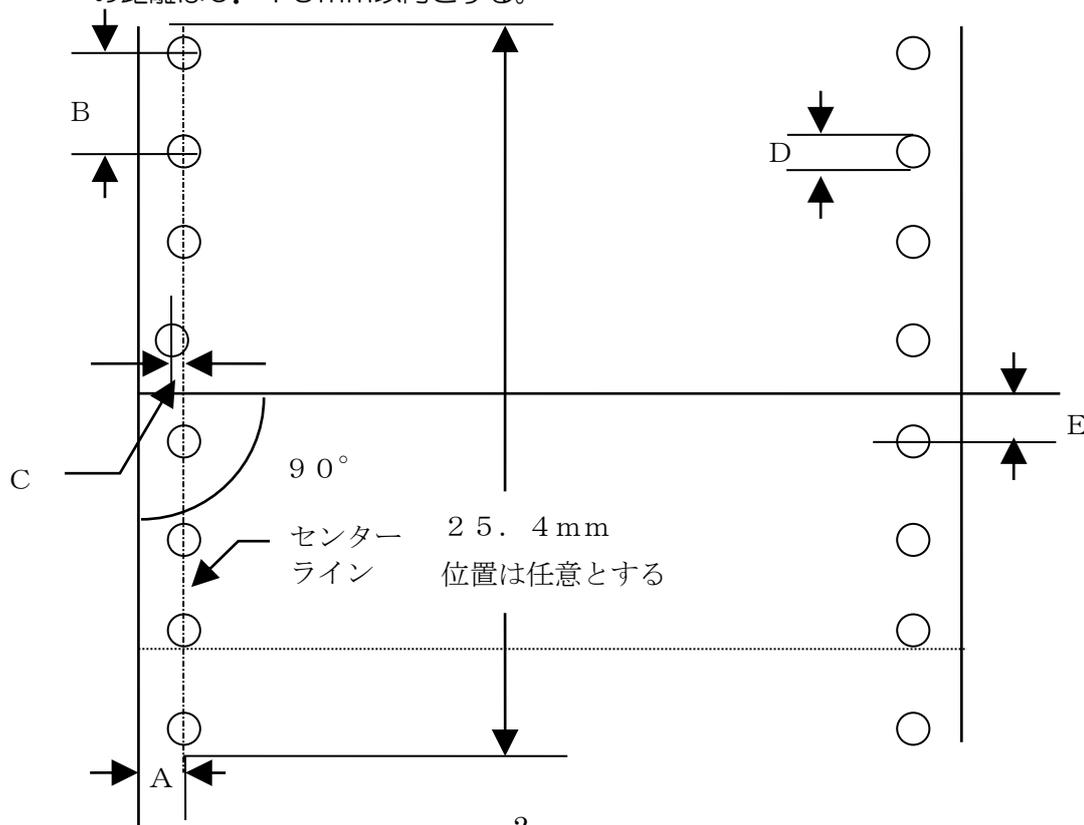
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
63円切手を
お貼
り
ください。

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
63円切手を
お貼
り
ください。

郵便はがき

168-8655

日本郵便株式会社
杉並南郵便局

私書箱11号

お手数ですが
63円切手を
お貼
り
ください。

日本年金機構 行

日本年金機構 行

日本年金機構 行

〒	
住	
所	
出	
人	
氏	
姓	

1909 1018 008

〒	
住	
所	
出	
人	
氏	
姓	

1909 1018 008

〒	
住	
所	
出	
人	
氏	
姓	

1909 1018 008

生計維持確認届とは

●加給年金額等の対象者がいる方について、加給年金額等を引き続き受けるために、生計維持関係の申し立てをしていただく必要があり毎年一回誕生日にご提出いただくものです。

●誕生日の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

届出の宛先に記入されたら、届出期限までに届出を提出いただけない場合は、加給年金額等の支払いが一時的に停止しますので、ご注意ください。

●加給年金額等の対象となつていない配偶者が障害年金や各種共済組合の退職共済年金（加入期間が20年以上あるもの）等を受けられている間、または加給年金額等の対象となつていない配偶者・子に寡婦（遺孀、死亡など）があつた場合や生計を維持しなくなった場合には、加給年金額等を受けられなくなりますので、必ずお近くの年金事務所等で手続きを行つていただくようお願いいたします。

●受給権者の方がお亡くなりになつた場合には、必ずお近くの年金事務所等へ死亡届の手続きを行つていただきますようお願いいたします。

●提出が遅れると加給年金額等のお支払いが一旦止まりますのでご注意ください。

●期限を過ぎて提出された場合は、加給年金額等の支払いの再開まで、生計維持確認届提出後1〜2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「生計維持確認届の提出にあたって」をよくお読みください。

●〒印を必ずご確認ください。

●この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール等を貼つたりしないでください。

●切手を貼つてご返函ください。

1909 1018 008

生計維持確認届とは

●加給年金額等の対象者がいる方について、加給年金額等を引き続き受けるために、生計維持関係の申し立てをしていただく必要があり毎年一回誕生日にご提出いただくものです。

●誕生日の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

届出の宛先に記入されたら、届出期限までに届出を提出いただけない場合は、加給年金額等の支払いが一時的に停止しますので、ご注意ください。

●加給年金額等の対象となる配偶者が障害年金や各種共済組合の退職共済年金（加入期間が20年以上あるもの）等を受けられている間、または加給年金額等の対象となつていない配偶者・子に寡婦（遺孀、死亡など）があつた場合や生計を維持しなくなった場合には、加給年金額等を受けられなくなりますので、必ずお近くの年金事務所等で手続きを行つていただくようお願いいたします。

●受給権者の方がお亡くなりになつた場合には、必ずお近くの年金事務所等へ死亡届の手続きを行つていただきますようお願いいたします。

●提出が遅れると加給年金額等のお支払いが一旦止まりますのでご注意ください。

●期限を過ぎて提出された場合は、加給年金額等の支払いの再開まで、生計維持確認届提出後1〜2か月程度かかりますので、ご注意ください。

ご記入の際は、同封の「生計維持確認届の提出にあたって」をよくお読みください。

●〒印を必ずご確認ください。

●この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール等を貼つたりしないでください。

●切手を貼つてご返函ください。

1909 1018 008

生計維持確認届とは

●加給年金額等の対象者がいる方について、加給年金額等を引き続き受けるために、生計維持関係の申し立てをしていただく必要があり毎年一回誕生日にご提出いただくものです。

●誕生日の末日までに日本年金機構に必ず到着するようにご提出ください。

届出の宛先に記入されたら、届出期限までに届出を提出いただけない場合は、加給年金額等の支払いが一時的に停止しますので、ご注意ください。

●加給年金額等の対象となる配偶者が障害年金や各種共済組合の退職共済年金（加入期間が20年以上あるもの）等を受けられている間、または加給年金額等の対象となつていない配偶者・子に寡婦（遺孀、死亡など）があつた場合や生計を維持しなくなった場合には、加給年金額等を受けられなくなりますので、必ずお近くの年金事務所等で手続きを行つていただくようお願いいたします。

●受給権者の方がお亡くなりになつた場合には、必ずお近くの年金事務所等へ死亡届の手続きを行つていただきますようお願いいたします。

●提出が遅れると加給年金額等のお支払いが一旦止まりますのでご注意ください。

●期限を過ぎて提出された場合は、加給年金額等の支払いの再開まで、生計維持確認届提出後1〜2か月程度かかりますので、ご注意ください。

●ご記入の際は、同封の「生計維持確認届の提出にあたって」をよくお読みください。

●〒印を必ずご確認ください。

●この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール等を貼つたりしないでください。

●切手を貼つてご返函ください。

1909 1018 008

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H711 年金受給権者支払機関変更届（青）」
紙 質	上質紙 （四六判換算） 135kg/連
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青)、裏1色（青）
サ イ ズ	1折2面付 縦8インチ × 横12 6/10インチ (1面当たり 縦4インチ × 横12 6/10インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	9,000折（9箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H711-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合は、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 7 1 1 年金受給権者支払機関変更届 (青)

★ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 1本 横 1本)

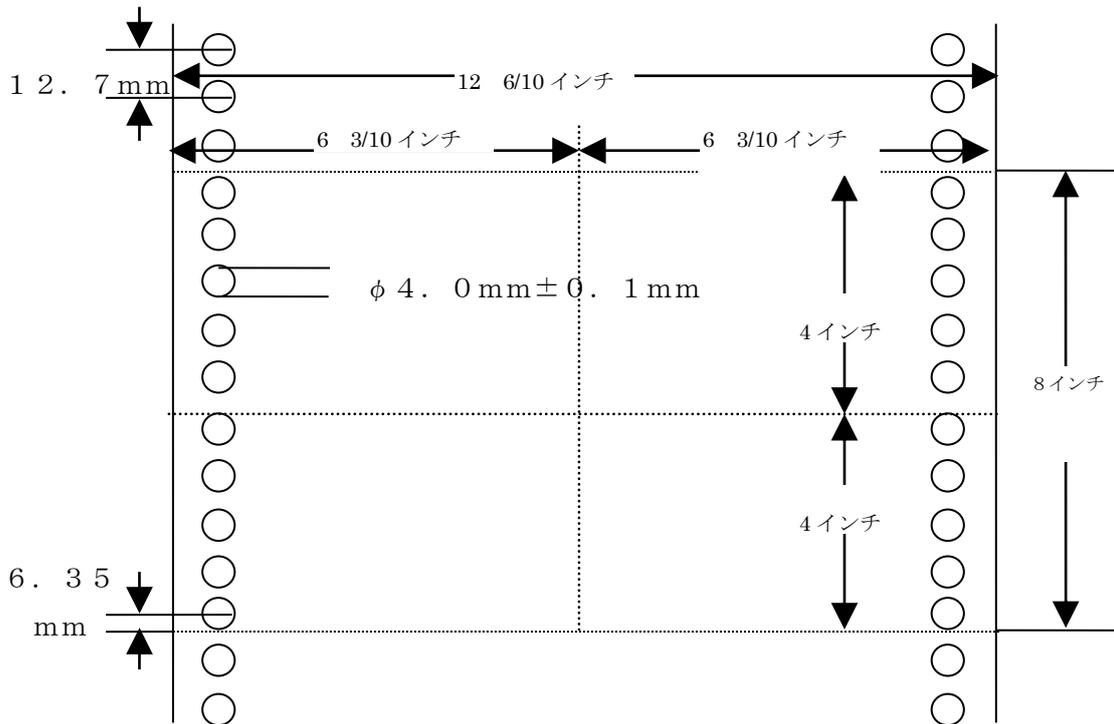
①横ミシン目 (タイ1. 0mm カット3. 0mm)

縦ミシン目 (タイ0. 8mm カット3. 8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折16穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

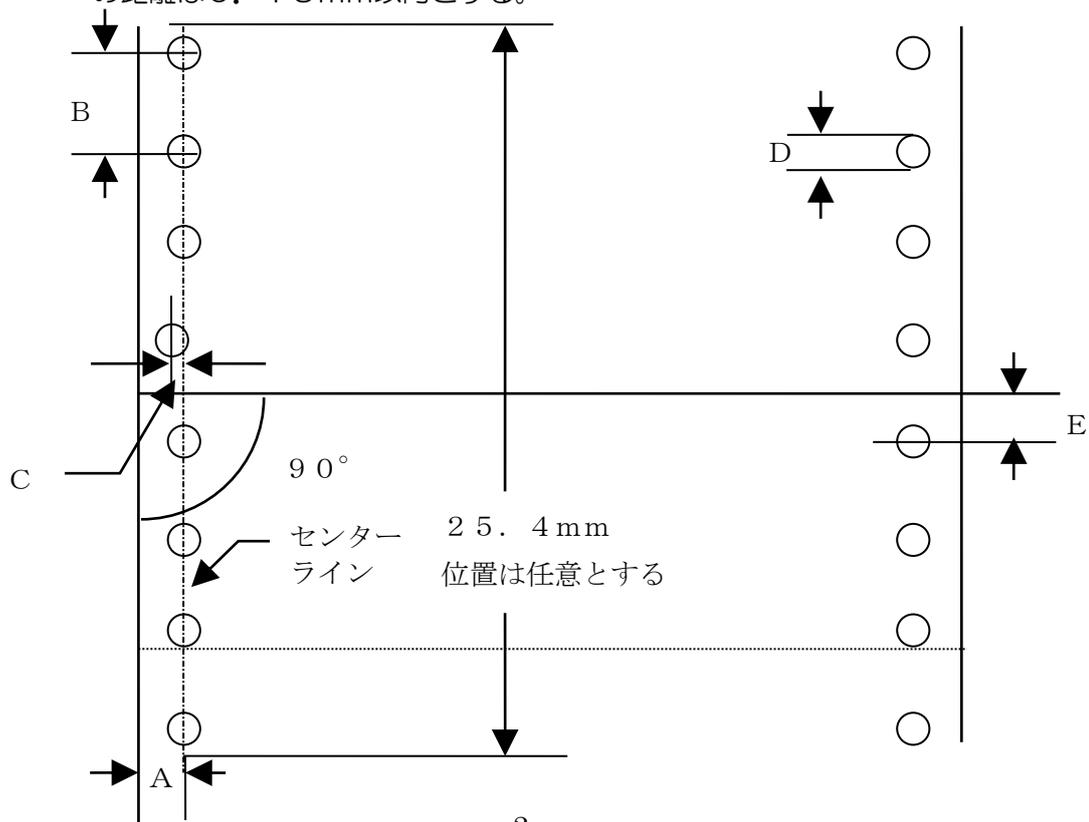
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての照会

年 月 日 支払分の未支給年金について、あなた様ご希望された
 銀行 支店
 金庫 本所 の
 支所
 口座番号 号に振込手続をいたしました。下記の理由により振込できませんでした。

再振込の手続きをいたしますので、お早めに「未支給年金(未支払支援給付金を含む)の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様 振込ができなかった理由
 (理由の説明は、裏面をご覧ください)

カナ氏名

日本年金機構

未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての照会

年 月 日 支払分の未支給年金について、あなた様ご希望された
 銀行 支店
 金庫 本所 の
 支所
 口座番号 号に振込手続をいたしました。下記の理由により振込できませんでした。

再振込の手続きをいたしますので、お早めに「未支給年金(未支払支援給付金を含む)の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様 振込ができなかった理由
 (理由の説明は、裏面をご覧ください)

カナ氏名

日本年金機構

未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出

※ 年金証書の 基礎年金番号 年金コード ※ 生年月日 年 月 日

受取機関	金融機関	口座名義(カナ)		金融機関コード	支店コード	預金種別	預金口座の口座番号
		フリガナ	フリガナ	*	*	1. 普通 2. 当座	
		銀行	フリガナ				本店 支店 出張所
		金庫					本店 支店 出張所
		信組					本店 支店 出張所
				1. 信連 3. 農協 2. 漁協 4. 信漁連			本店 支店 出張所
ゆうちよ銀行	ゆうちよ銀行	支払局コード	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明		
		010160	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	口座名義を必ず確認してください 印		

貯金口座への振込はできません

フリガナ

氏名 (未支給請求者) 印

【電話番号 () - ()】

○※印欄は記入しないでください。
 ○未支給請求者の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出

※ 年金証書の 基礎年金番号 年金コード ※ 生年月日 年 月 日

受取機関	金融機関	口座名義(カナ)		金融機関コード	支店コード	預金種別	預金口座の口座番号
		フリガナ	フリガナ	*	*	1. 普通 2. 当座	
		銀行	フリガナ				本店 支店 出張所
		金庫					本店 支店 出張所
		信組					本店 支店 出張所
				1. 信連 3. 農協 2. 漁協 4. 信漁連			本店 支店 出張所
ゆうちよ銀行	ゆうちよ銀行	支払局コード	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明		
		010160	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	口座名義を必ず確認してください 印		

貯金口座への振込はできません

フリガナ

氏名 (未支給請求者) 印

【電話番号 () - ()】

○※印欄は記入しないでください。
 ○未支給請求者の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

H711(裏)

6002-117H

郵便はがき

168-8505

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

6002-117H

郵便はがき

168-8505

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

姓	住所	差出人氏名
〒		

2009 1018 014

姓	住所	差出人氏名
〒		

2009 1018 014

未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての照会

- この照会は未支給年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 - この届出をご提出していただけない場合、未支給年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
 - 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 - 未支給年金の請求者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。
- なお、新たに未支給年金の請求手続きを行う場合は、お近くの年金事務所等へご相談ください。

【振込ができなかった理由】

- 2. 該当店舗がないため
- 3. 該当口座がないため
- 4. 口座名義が相違しているため
- 5. 預金者都合のため
- 6. 振込依頼人都合のため
- 7. 口座が解約されているため
- 8. 受取人がお亡くなりになられていると思われるため
- 9. その他

【記入上の注意事項】

- 未支給年金の請求者が自ら署名する場合には、未支給年金の請求者の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなたのプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

未支給年金（未支払支援給付金を含む）の振込についての照会

- この照会は未支給年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 - この届出をご提出していただけない場合、未支給年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
 - 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 - 未支給年金の請求者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。
- なお、新たに未支給年金の請求手続きを行う場合は、お近くの年金事務所等へご相談ください。

【振込ができなかった理由】

- 2. 該当店舗がないため
- 3. 該当口座がないため
- 4. 口座名義が相違しているため
- 5. 預金者都合のため
- 6. 振込依頼人都合のため
- 7. 口座が解約されているため
- 8. 受取人がお亡くなりになられていると思われるため
- 9. その他

【記入上の注意事項】

- 未支給年金の請求者が自ら署名する場合には、未支給年金の請求者の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなたのプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

仕 様 書 【印刷物の作成】

件 名	帳票「H712 年金受給権者支払機関変更届（黒）」
紙 質	上質紙（四六判換算）135kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折2面付 縦8インチ × 横12 6/10インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12 6/10インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	28,000折（28箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H712-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後を作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 7 1 2 年金受給権者支払機関変更届 (黒)

★ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 1本 横 1本)

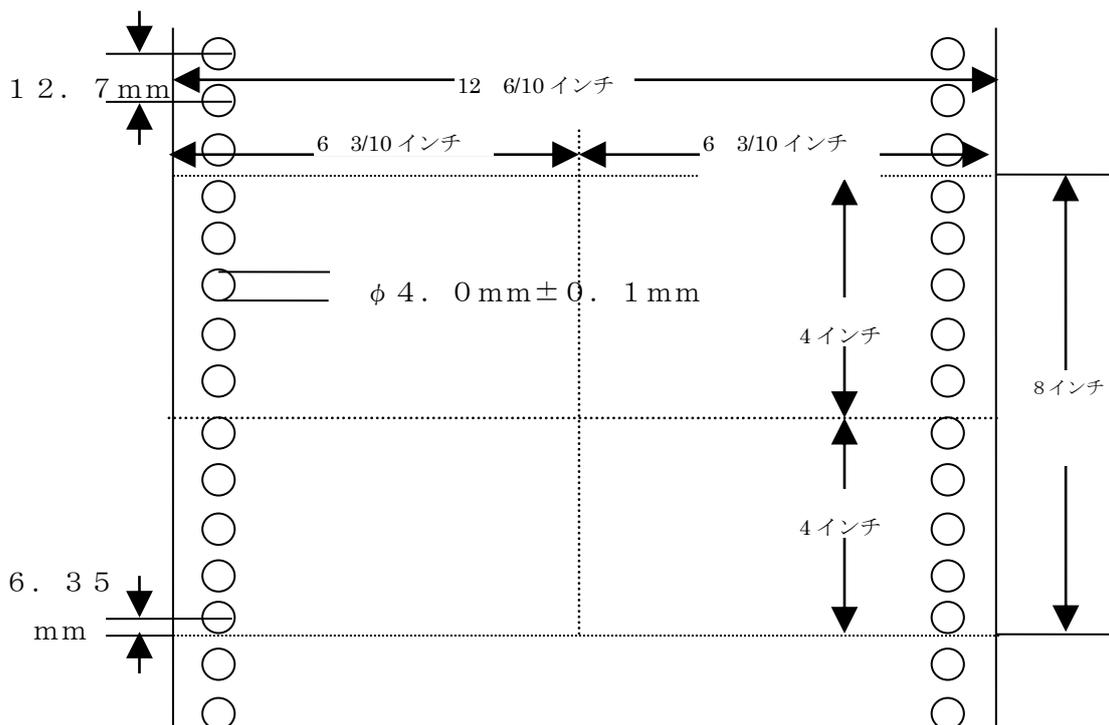
①横ミシン目 (タイ1. 0mm カット3. 0mm)

縦ミシン目 (タイ0. 8mm カット3. 8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折16穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

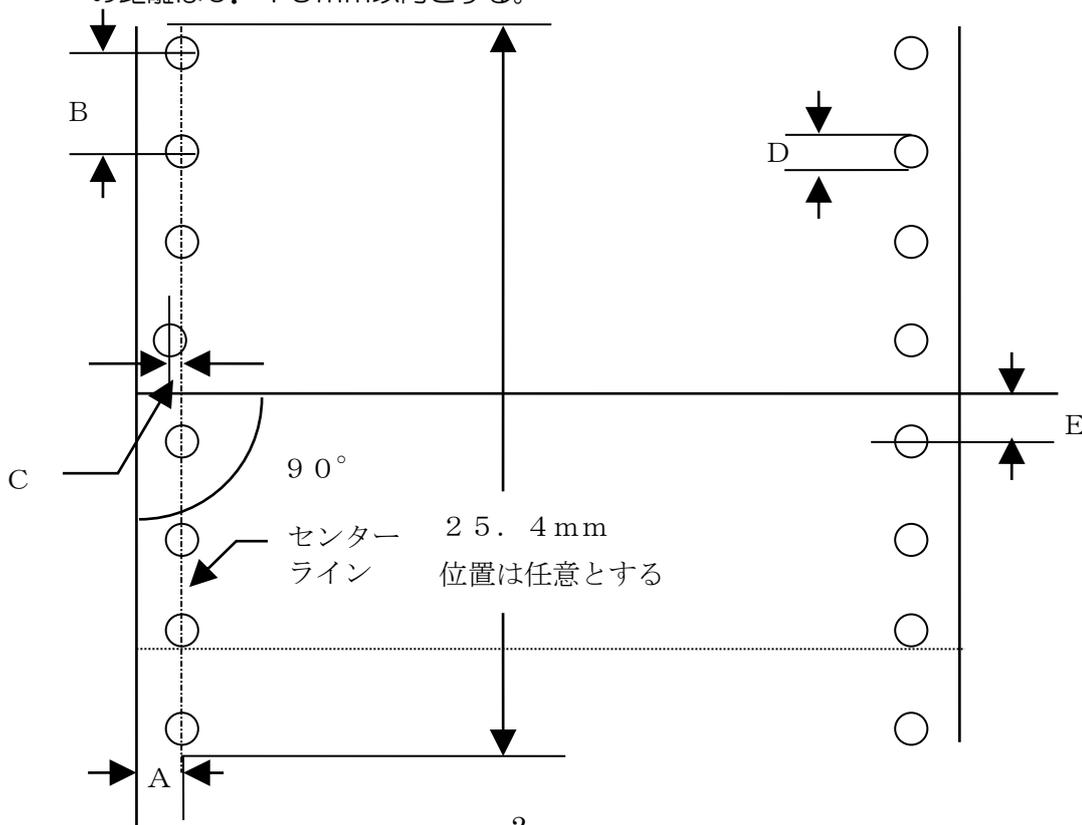
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



H712表

年金（支援給付金を含む）の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された
 銀行 支店
 金庫 本所 の
 口座番号 支所
 号に振込手続きをいたしましたが、下記の理由により振込でき
 ませんでした。

再振込の手続きをいたしま
 すので、お早めに「年金
 (支援給付金を含む)の振込
 についての回答」を記入し、
 ご提出ください。

様 振込ができなかった理由
 (理由の説明は、裏面をご覧ください)

カナ氏名

日本年金機構

年金（支援給付金を含む）の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された
 銀行 支店
 金庫 本所 の
 口座番号 支所
 号に振込手続きをいたしましたが、下記の理由により振込でき
 ませんでした。

再振込の手続きをいたしま
 すので、お早めに「年金
 (支援給付金を含む)の振込
 についての回答」を記入し、
 ご提出ください。

様 振込ができなかった理由
 (理由の説明は、裏面をご覧ください)

カナ氏名

日本年金機構

年金（支援給付金を含む）の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出

* 年金証書の
基礎年金番号・年金コード

* 生年月日 年 月 日

口座名義(カナ)	金融機関コード	支店コード	預金種別	預金口座の口座番号
フリガナ	*	*	1.普通 2.当座	
フリガナ	銀行 金庫 信組	フリガナ		本 店 支 店 出張所
フリガナ	1.信連 3.農協 2.漁協 4.信濃連			本 所 支 所 本 店 支 店
支払局コード	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明	
010160	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	口座名義を必ず確認してください 印 貯蓄口座への振込はできません	

フリガナ

受給権者氏名 印

【電話番号 () - ()】

○※印欄は記入しないでください。
 ○受給権者の名義とされている預貯金通帳の
 口座番号等を記入し、受取機関の証明を
 受けてください。

年金（支援給付金を含む）の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出

* 年金証書の
基礎年金番号・年金コード

* 生年月日 年 月 日

口座名義(カナ)	金融機関コード	支店コード	預金種別	預金口座の口座番号
フリガナ	*	*	1.普通 2.当座	
フリガナ	銀行 金庫 信組	フリガナ		本 店 支 店 出張所
フリガナ	1.信連 3.農協 2.漁協 4.信濃連			本 所 支 所 本 店 支 店
支払局コード	貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明	
010160	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)	口座名義を必ず確認してください 印 貯蓄口座への振込はできません	

フリガナ

受給権者氏名 印

【電話番号 () - ()】

○※印欄は記入しないでください。
 ○受給権者の名義とされている預貯金通帳の
 口座番号等を記入し、受取機関の証明を
 受けてください。

H712-2009

2009 1018 015

H712-2009

2009 1018 015

6000-2112H

H712-2000

郵便はがき

郵便はがき

168-8505

168-8505

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

日本年金機構 行

差出人	住所	〒
氏名		

2009 1018 015

差出人	住所	〒
氏名		

2009 1018 015

年金（支給給付金を含む）の振込についての照会

○この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 ○この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払ができませんので、ご注意ください。
 ○再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 ○受給権者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。

- 【振込ができなかった理由】**
- 2. 該当店舗がないため
 - 3. 該当口座がないため
 - 4. 口座名義が相違しているため
 - 5. 預金者都合のため
 - 6. 振込依頼人都合のため
 - 7. 口座が解約されているため
 - 8. 受取人がお亡くなりになられていると思われるため
 - 9. その他

【記入上の注意事項】

○受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。
 ○フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
 ○あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金（支給給付金を含む）の振込についての照会

○この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 ○この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払ができませんので、ご注意ください。
 ○再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 ○受給権者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。

- 【振込ができなかった理由】**
- 2. 該当店舗がないため
 - 3. 該当口座がないため
 - 4. 口座名義が相違しているため
 - 5. 預金者都合のため
 - 6. 振込依頼人都合のため
 - 7. 口座が解約されているため
 - 8. 受取人がお亡くなりになられていると思われるため
 - 9. その他

【記入上の注意事項】

○受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。
 ○フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
 ○あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がございましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

H712(裏)

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H713 年金受給権者支払機関変更届（郵便局）」
紙 質	上質紙（四六判換算）135kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）
サ イ ズ	1折2面付 縦8インチ × 横12 6/10インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12 6/10インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	13,000折（13箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H713-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合がありますので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H713 年金受給権者支払機関変更届（郵便局）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 1本 横 1本）

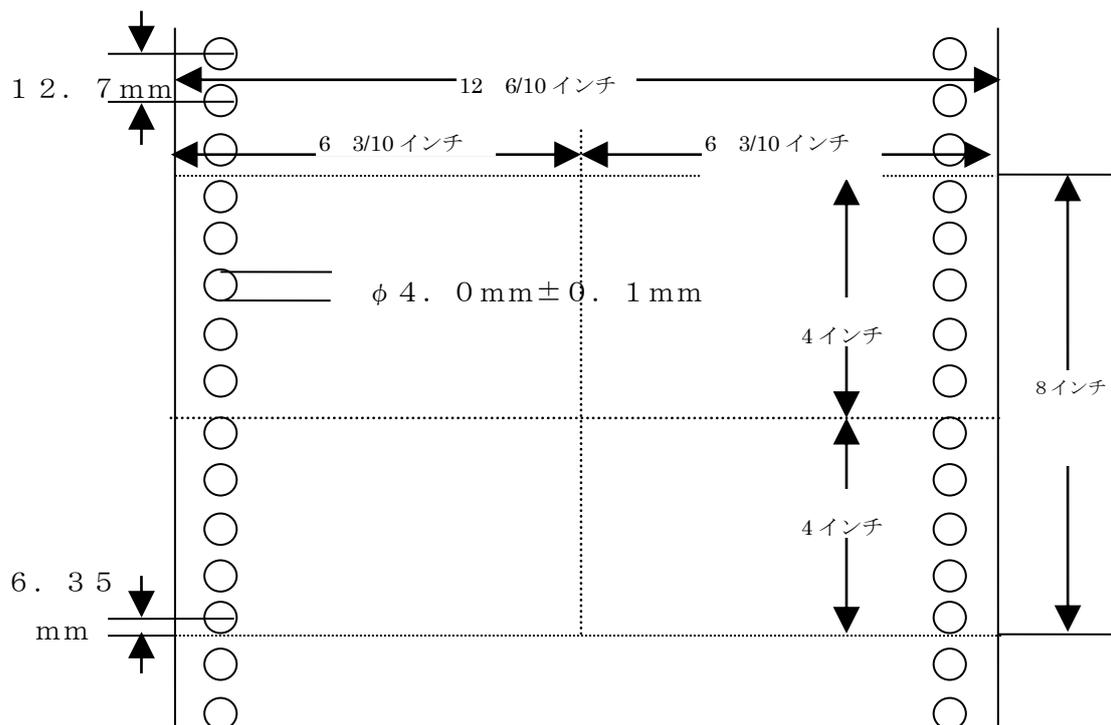
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折16穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

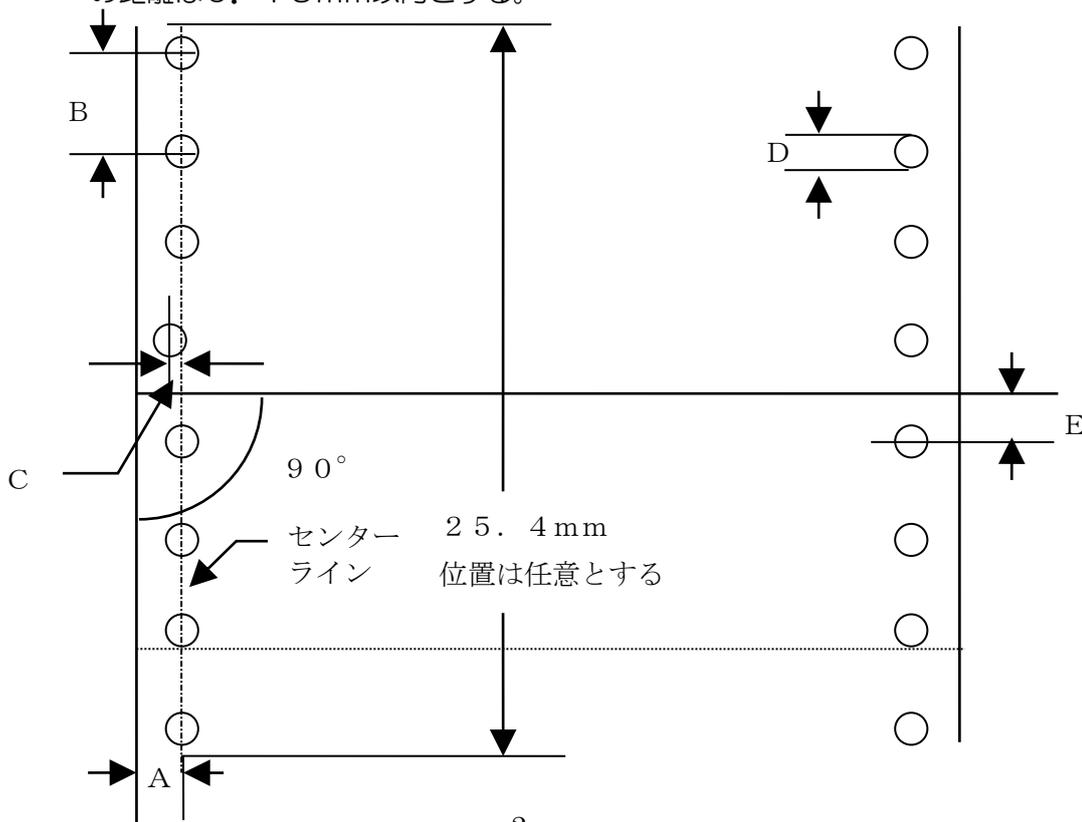
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



H713(表)

年金(支援給付金を含む)の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された振込先
ゆうちょ銀行(郵便局)に振込手続をいたしました。振込できませんでした。口座記号:
(理由は裏面をご覧ください) 口座番号:

再振込の手続きをいたしますので、お早めに「年金(支援給付金を含む)の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様

カナ氏名

日本年金機構

年金(支援給付金を含む)の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された振込先
ゆうちょ銀行(郵便局)に振込手続をいたしました。振込できませんでした。口座記号:
(理由は裏面をご覧ください) 口座番号:

再振込の手続きをいたしますので、お早めに「年金(支援給付金を含む)の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様

カナ氏名

日本年金機構

年金(支援給付金を含む)の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出
* 年金証書の 基礎年金番号 年金コード * 生年月日 年 月 日
口座名義(カナ) 金融機関コード 支店コード 預金種別 預金口座の口座番号
受取機関 金融機関 銀行 本店
金庫 支店
信組 出張所
1. 信連 3. 農協 本所
2. 漁協 4. 信漁連 支店
ゆうちょ銀行 支払局コード 貯金通帳の口座番号 金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明
記号(左詰めでご記入ください) 番号(右詰めでご記入ください)
010160 -
印
行庫口座への振込はできません

フリガナ
受給権者氏名 印

○※印欄は記入しないでください。
○受給権者の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

【電話番号() - ()】

年金(支援給付金を含む)の振込についての回答

40 令和 年 月 日 提出
* 年金証書の 基礎年金番号 年金コード * 生年月日 年 月 日
口座名義(カナ) 金融機関コード 支店コード 預金種別 預金口座の口座番号
受取機関 金融機関 銀行 本店
金庫 支店
信組 出張所
1. 信連 3. 農協 本所
2. 漁協 4. 信漁連 支店
ゆうちょ銀行 支払局コード 貯金通帳の口座番号 金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明
記号(左詰めでご記入ください) 番号(右詰めでご記入ください)
010160 -
印
行庫口座への振込はできません

フリガナ
受給権者氏名 印

○※印欄は記入しないでください。
○受給権者の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

【電話番号() - ()】

H713(庫)

6002-0124H

6002-0124H

郵便はがき

郵便はがき

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

お手数ですが
63円切手を
お貼り
ください。

168-8505

168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

日本年金機構 行

〒	住	差
	所	出
	氏	人
	名	

2009 1018 016

〒	住	差
	所	出
	氏	人
	名	

2009 1018 016

年金（支援給付金を含む）の振込についての照会

- この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
- この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
- 受給権者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。

【振込ができなかった理由として考えられるもの】

1. ゆうちょ銀行の口座の記号番号が本人と確認できなかったため
2. 口座が解約されているため
3. 受給権者が亡くなられたという申出がゆうちょ銀行にされていたため
4. 口座名義と年金証書氏名が相違しているため
5. その他

【記入上の注意事項】

- 受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金（支援給付金を含む）の振込についての照会

- この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
- この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
- 受給権者が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。

【振込ができなかった理由として考えられるもの】

1. ゆうちょ銀行の口座の記号番号が本人と確認できなかったため
2. 口座が解約されているため
3. 受給権者が亡くなられたという申出がゆうちょ銀行にされていたため
4. 口座名義と年金証書氏名が相違しているため
5. その他

【記入上の注意事項】

- 受給権者が自ら署名する場合には、受給権者の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165（IP電話03-6700-1165）」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H714 年金受給権者支払機関変更届（郵便局）」
紙 質	上質紙（四六判換算）135kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（青）、裏1色（青）
サ イ ズ	1折2面付 縦8インチ × 横12 6/10インチ （1面当たり 縦4インチ × 横12 6/10インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,000折（1箱）
納 期	令和8年4月1日
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H714-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号（A～Z）※同一帳票を複数社で作成する場合に使用する予定。 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 7 1 4 年金受給権者支払機関変更届（郵便局）

★ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン目（縦 1本 横 1本）

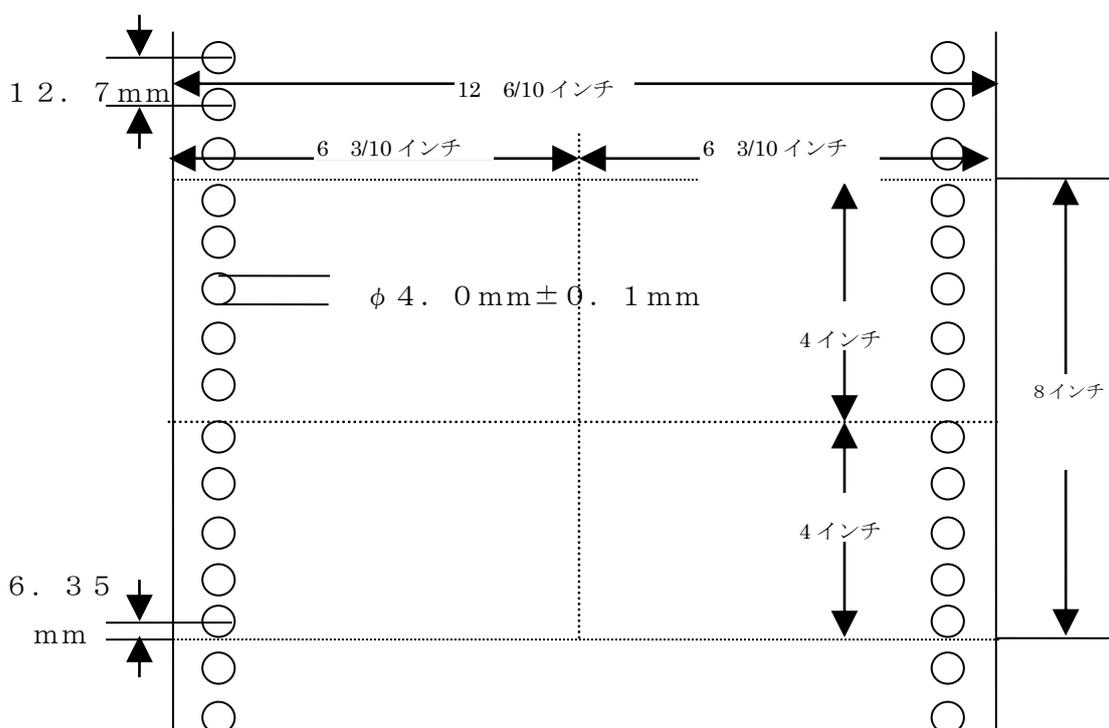
①横ミシン目（タイ1. 0mm カット3. 0mm）

縦ミシン目（タイ0. 8mm カット3. 8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折16穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

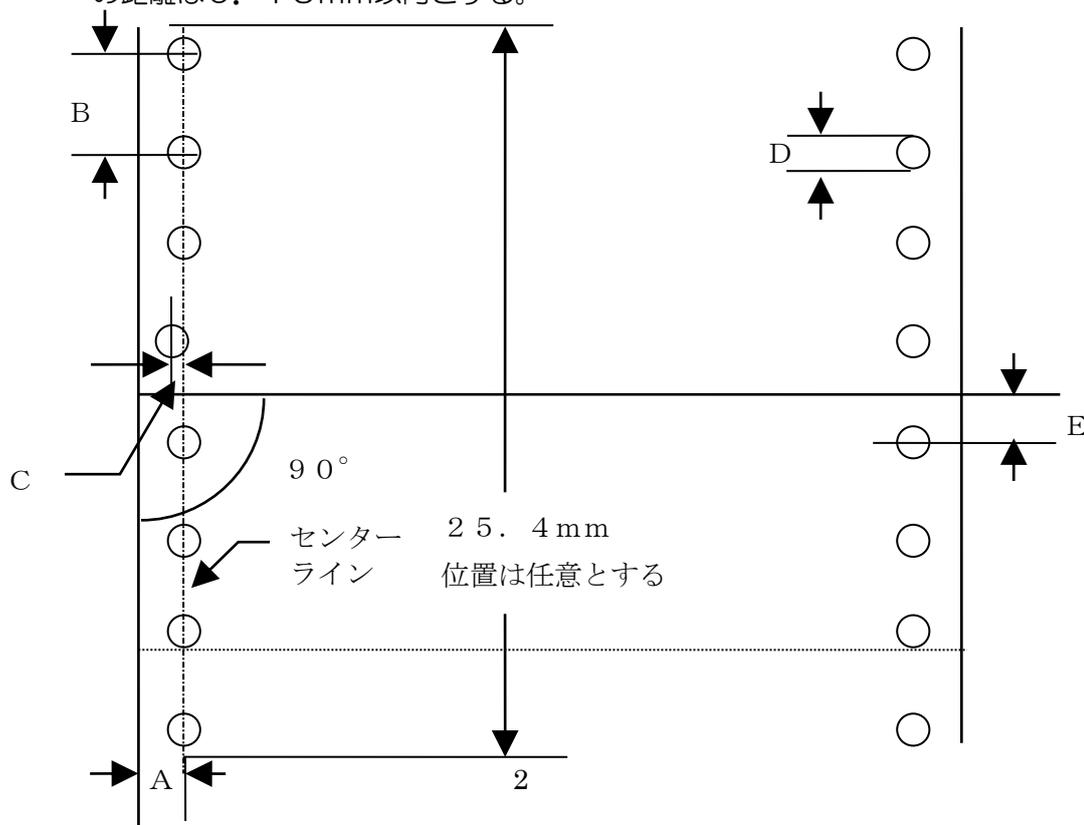
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



H714(表)

年金の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された振込先

ゆうちょ銀行(郵便局)に振込手続きをいたしましたが、振込できませんでした。(理由は裏面をご覧ください)

口座記号:
口座番号:

310424

再振込の手続きをいたしませんので、お早めに「年金の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様

カナ氏名

日本年金機構

年金の振込についての照会

年 月 日 支払分の年金について、あなた様ご希望された振込先

ゆうちょ銀行(郵便局)に振込手続きをいたしましたが、振込できませんでした。(理由は裏面をご覧ください)

口座記号:
口座番号:

310424

再振込の手続きをいたしませんので、お早めに「年金の振込についての回答」を記入し、ご提出ください。

様

カナ氏名

日本年金機構

年金の振込についての回答

40

令和 年 月 日 提出

Form with fields for account details, branch, and payment information. Includes a stamp area.

フリガナ 氏名 印
【電話番号() - ()】

※印欄は記入しないでください。
○受給権者(未支給請求者)の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

年金の振込についての回答

40

令和 年 月 日 提出

Form with fields for account details, branch, and payment information. Includes a stamp area.

フリガナ 氏名 印
【電話番号() - ()】

※印欄は記入しないでください。
○受給権者(未支給請求者)の名義とされている預貯金通帳の口座番号等を記入し、受取機関の証明を受けてください。

H714-1904

1904 1018 143

H714-1904

1904 1018 143

H714(裏)

H714-1904

H714-1904

郵便はがき

郵便はがき

168-8505

168-8505

お手数ですが
62円切手を
お貼り
ください。

お手数ですが
62円切手を
お貼り
ください。

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構 行

日本年金機構 行

差出人	住所
氏名	

差出人	住所
氏名	

1904 1018 143

1904 1018 143

年金の振込についての照会

- この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 - この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
 - 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 - 受給権者(未支給請求者)が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。
- なお、新たな未支給請求の手続きについては、お近くの年金事務所等へご相談ください。

【振込ができなかった理由として考えられるもの】

1. ゆうちょ銀行の口座の記号番号が本人と確認できなかったため
2. 口座が解約されているため
3. 受給権者が亡くなられたという申出がゆうちょ銀行にされていたため
4. 口座名義と年金証書氏名が相違しているため
5. その他

【記入上の注意事項】

- 受給権者(未支給請求者)が自ら署名する場合には、受給権者(未支給請求者)の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165 (IP電話03-6700-1165)」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

年金の振込についての照会

- この照会は年金の振込ができなかったことにより、再度振込先の確認を行うものです。
 - この届出をご提出していただけない場合、年金のお支払いができませんので、ご注意ください。
 - 再振込まで、期間を要しますので速やかにご提出ください。
 - 受給権者(未支給請求者)が亡くなられた場合は、この照会についての回答は必要ありません。
- なお、新たな未支給請求の手続きについては、お近くの年金事務所等へご相談ください。

【振込ができなかった理由として考えられるもの】

1. ゆうちょ銀行の口座の記号番号が本人と確認できなかったため
2. 口座が解約されているため
3. 受給権者が亡くなられたという申出がゆうちょ銀行にされていたため
4. 口座名義と年金証書氏名が相違しているため
5. その他

【記入上の注意事項】

- 受給権者(未支給請求者)が自ら署名する場合には、受給権者(未支給請求者)の押印は不要です。
- フリガナはカタカナではっきりと記入してください。
- あなた様のプライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面(宛名面でない面)に貼ってください。

※ご不明な点がありましたら、ねんきんダイヤル「0570-05-1165 (IP電話03-6700-1165)」またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

仕様書【印刷物の作成】

件 名	帳票「GOO1 加給年金額に係る生計維持確認のお知らせ」
紙 質	上質紙 (四六判換算) 135 kg/連
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青紫)、裏1色(青紫)
サ イ ズ	1折り6面付き 縦12インチ × 横12.6インチ (1面当たり 縦4インチ × 横6.3インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箱は1,000折とする。 ・ 帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 <p>※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。</p>
数 量	2,000折(2箱)
納 期	令和8年4月1日
納入場所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプロケットホール部に「GOO1-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・ 印刷内容は、添付の別紙および見本を参照すること。 ・ 正式な原稿は、業者決定後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期

	<p>限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整すること。） <ul style="list-style-type: none"> ① 作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ② 担当部署番号（4ケタ） ③ 通番（3ケタ） ④ 業者番号 ・ 初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・ 仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年2月16日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年2月18日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校正担当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部 給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

G001 加給年金額に係る生計維持確認のお知らせ

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 無し 横 2本）

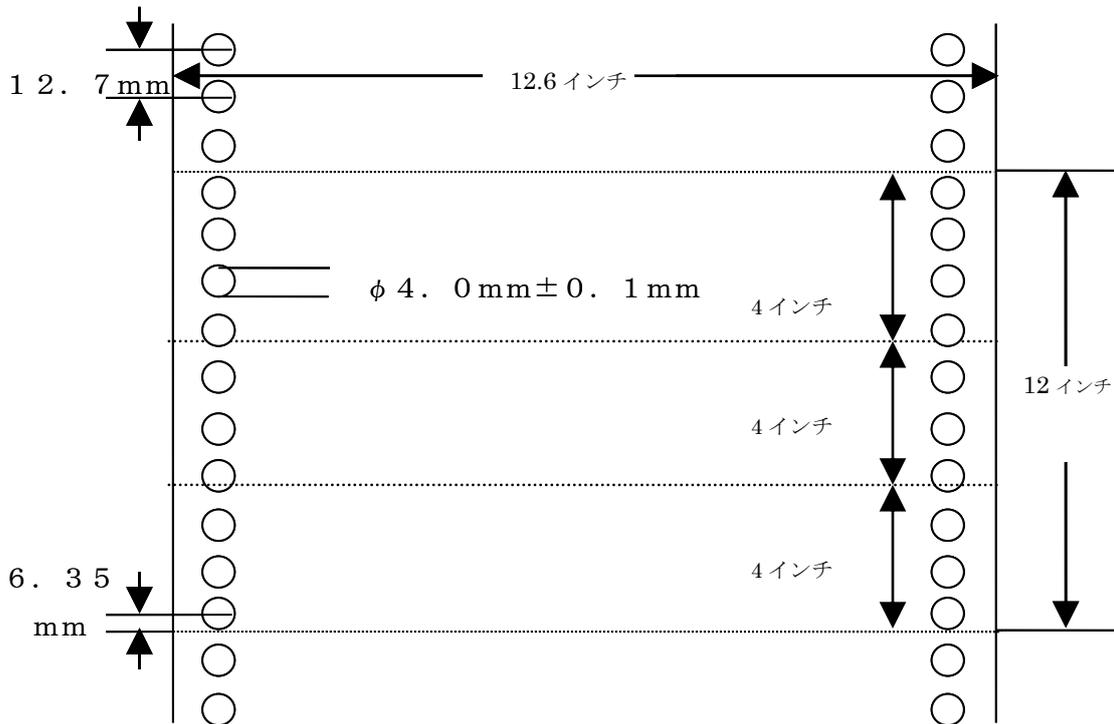
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

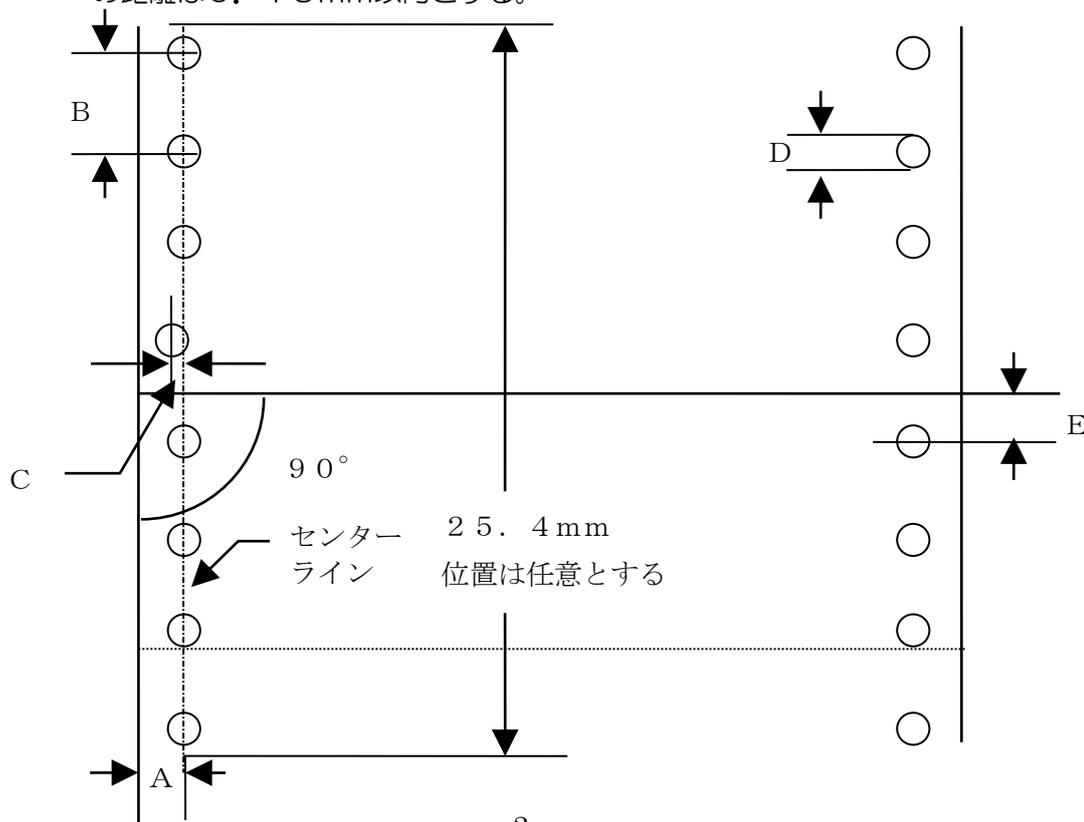
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



サイズ	横	12.6インチ	シ	横	1/10インチ
	縦	4.0インチ		縦	1/6インチ

※ 1P1C両面印刷
 ※ 青色点線はミシン表示です。点線は印刷されません。

加給年金額に係る生計維持確認のお知らせ

○お客様が受けている年金の加給年金額対象者(配偶者)について、このたび住民基本台帳ネットワークからの情報により、生計維持の確認を行う必要が生じました。手続きの詳細については、裏面をご覧ください。
 ○なお、お手続きいただけない場合は、加給年金額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

年金証書の
 基礎年金番号・年金コード

年 金

加給年金額
 対象者氏名

令和 年 月 日 時 点

提出期限 令和 年 月末

様

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 『ねんきんダイヤル』 電話 0570-05-1165
 (IP電話・PHS 03-6700-1165)

裏面の説明をよくお読みください。

加給年金額に係る生計維持確認のお知らせ

○お客様が受けている年金の加給年金額対象者(配偶者)について、このたび住民基本台帳ネットワークからの情報により、生計維持の確認を行う必要が生じました。手続きの詳細については、裏面をご覧ください。
 ○なお、お手続きいただけない場合は、加給年金額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

年金証書の
 基礎年金番号・年金コード

年 金

加給年金額
 対象者氏名

令和 年 月 日 時 点

提出期限 令和 年 月末

様

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 『ねんきんダイヤル』 電話 0570-05-1165
 (IP電話・PHS 03-6700-1165)

裏面の説明をよくお読みください。

53230-A 1P W G001-2306

恐れいり ますが確認 後押印の程 お願ひ申し 上げます	お客様 確認 印	再校
		校了
		月 日

サイズ	横	12.6インチ	罫	横	1/10インチ	※ 1P1C両面印刷 ※ 白抜き ペタ ※ あみ 133線 10%
	縦	4.0インチ		縦	1/6 インチ	

- 加給年金額は、年金を受けている方の配偶者と離婚した場合や、生計維持関係がなくなった場合に加算されなくなります。
- 加算要件に引き続き該当している場合又は加算要件に該当しなくなった場合の手続きは以下のとおりです。

【手続き】

1. **加給年金額対象者(配偶者)と、婚姻関係及び生計維持関係が継続している場合**
同封の「**生計維持確認届**」をご提出ください。
(戸籍などの添付が必要になる場合があります。)
2. **加給年金額対象者(配偶者)と離婚している場合又は生計維持関係がない場合**
同封の「**加算額・加給年金額対象者不該当届**」をご提出ください。

提出先: 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構

※ なお、提出期限までに上記の書類をご提出いただけない場合は、加給年金額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

すでに必要な書類を提出いただいている場合は、行き違いとなったものですのでご了承ください。
ご不明な点は『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

2306 1018 021

- 加給年金額は、年金を受けている方の配偶者と離婚した場合や、生計維持関係がなくなった場合に加算されなくなります。
- 加算要件に引き続き該当している場合又は加算要件に該当しなくなった場合の手続きは以下のとおりです。

【手続き】

1. **加給年金額対象者(配偶者)と、婚姻関係及び生計維持関係が継続している場合**
同封の「**生計維持確認届**」をご提出ください。
(戸籍などの添付が必要になる場合があります。)
2. **加給年金額対象者(配偶者)と離婚している場合又は生計維持関係がない場合**
同封の「**加算額・加給年金額対象者不該当届**」をご提出ください。

提出先: 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構

※ なお、提出期限までに上記の書類をご提出いただけない場合は、加給年金額の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

すでに必要な書類を提出いただいている場合は、行き違いとなったものですのでご了承ください。
ご不明な点は『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

2306 1018 021

